

組合規約一部変更の公告について（事業所編入）

「関電ガスサポート株式会社」の編入に伴い、下記のとおり当組合規約の一部を変更したので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告する。

（事業所の名称及び所在地）

第4条別表第一中「関電不動産投資顧問株式会社 大阪府大阪市北区」の次に「関電ガスサポート株式会社 大阪府大阪市中央区」を加える。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

令和3年11月 2日

関西電力健康保険組合

理事長 坂田 道哉